

安城市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和7年2月25日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

- 1 令和6年安城市監査公表第22号（公表日令和6年12月25日）関係分
- 2 措置の状況
- (1) 生涯学習課（令和7年2月4日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
業務委託契約事務において、前回と同様に、仕様書で定めた書類の提出を受けていなかったため、適切な事務執行に努められたい。
措 置 状 況
1 1月5日に、仕様書で定めた書類のうち、提出を受けていなかった書類の提出を受けた。
1 2月20日に、契約書及び仕様書等に規定の提出されるべき書類及び報告が必要な事項についてのチェックリストを作成し、複数人で確認する体制とした。